

平成28年度 新潟市食品衛生監視指導計画（素案）

～ 意見募集結果 ～

新潟市（以下「本市」という）では、「食の安全基本方針」を策定し、生産から消費までの全ての段階で、食の安心・安全を確保するための総合的な取り組みを進めています。

この方針に基づき、4月からの1年間に実施する食品営業施設への立入監視回数、食品等の試験検査、消費者・食品等事業者への情報提供、意見交換会などの具体的な内容についてまとめた「平成28年度新潟市食品衛生監視指導計画（素案）」について、市民の皆様から意見を募集しました。この度、その結果をとりまとめましたので公表いたします。

なお、ご意見等をいただいた方々には、直接回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

【募集期間】

◆平成28年1月25日(月曜日)～2月23日(火曜日)

【提出状況】

- ◆意見提出者数：2名
- ◆提出件数：7件
- ◆提出方法：直接1件・FAX1件

【結果公表日】

◆平成28年3月30日(水曜日) 予定

【意見募集の際の資料】

◆平成28年度食品衛生監視指導計画(素案)

【寄せられたご意見と市の考え方】

項 目		件 数
	はじめに	
第 1	食の安心・安全に関する市民アンケートの結果	
第 2	重点的な監視指導事項	
第 3	市民とのコミュニケーション	1
第 4	監視指導の実施体制	
第 5	立入監視検査	3
第 6	食品等の検査	3
第 7	違反を発見した場合の対応	
第 8	食中毒など健康被害発生時の対応	
第 9	自主衛生管理の推進	
第 10	人材育成・資質向上	
	用語説明	
	その他	
	合 計	7

【結果公表場所】

上記の結果は下記の場所(閉庁日を除く)、及び新潟市のホームページ上で閲覧できます。

- ・ 保健所食の安全推進課(新潟市総合保健医療センター3階)
- ・ 市政情報室(市役所本館1階)
- ・ 各区役所(設置場所は各区役所地域課にお問い合わせください)
- ・ 出張所
- ・ 食育・花育センター(中央区清五郎)
- ・ 市消費生活センター(西堀ローサ内)
- ・ ほんぽーと中央図書館

【問い合わせ先】

新潟市保健所 食の安全推進課 管理係

〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号(新潟市総合保健医療センター3階)

TEL : 025-212-8223(直通) FAX : 025-246-5673

Eメールアドレス : shokanzen@city.niigata.lg.jp

【意見の概要と市の考え方】

寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は次のとおりです。

○第3 市民とのコミュニケーション（1件）

	指摘箇所	素案	意見等	市の考え方（案）	修正
1	p 6	2 市民への情報提供と意見交換	講習会やイベントなどでの情報提供では対象とできる市民の数が限定されることから、テレビや新聞などのマスコミの活用を検討したらどうか。	ご意見のとおり、広く情報提供を行う必要があることから、本市では市報やテレビなどでも定期的な食中毒予防啓発を行っております。 取組内容をわかりやすくするため、表現を修正します。	あり

○第5 立入監視検査（3件）

	指摘箇所	素案	意見等	市の考え方（案）	修正
2	p10	1 監視施設（業種）のランク分け	アイス等の自動販売機は、なぜ届出制にしていないのか。	<p>食品営業の許可や届出制度は、公衆衛生に与える影響が著しい営業について定められています。</p> <p>アイスクリーム類や氷菓は、温度管理がきちんとされていれば、微生物がほぼ増殖しないこと、及び品質劣化が極めて小さく、安定した食品であることから、店頭での販売はもとより、自動販売機による販売についても、届出制にしておりません。</p>	なし
3	p10	1 監視施設（業種）のランク分け	自動販売機の検査回数は5年に1回以上ではなく、年1回にするべき。清掃や保存温度はどのように指導しているのか。	<p>新潟市では、新潟市自動販売機による食品営業の取扱要綱に基づき指導を行っています。</p> <p>自動販売機による営業は、密閉性があること、温度等の管理が自動で行われ、必要に応じて自動的に販売が中止されるものであること等から、店舗で営業する飲食店や喫茶店等と比較し、公衆衛生上の危害の可能性が低いと考え、5年に1回以上の監視としています。</p>	なし
4	p11	2 一斉取締り	日常的な対応を確認するため、検査に際しては一斉取締りの時期を設定することなく、予定期に事前通告なしに行う方が効果があるのではないかと。（いつ検査が来るかわからない状況が必要）	<p>新潟市では、食中毒の多発する夏期及び食品流通量の増加する年末において、より一層の安全性確保を図る必要があることから、この時期に一斉取締りを計画しています。</p> <p>ご指摘のような事前通告なしの監視指導については、随時、必要に応じて行っています。</p>	なし

○第6 食品等の検査（3件）

	指摘箇所	素案	意見等	市の考え方（案）	修正
5	p12	1 保健所による収去検査等	特定の自動販売機で販売されているアイスを収去検査してほしい。アイスは賞味がないが、長期間経過するとグラムが減る。そのため成分調査，グラムもしてほしい。	新潟市では，効率的かつ効果的な検査を実施するため，重点的に監視指導を実施すべき事項を踏まえ，検査する食品を選定しています。 アイスクリームについては，主に市内の製造業者で製造された製品を収去し，食品衛生法に定められた成分規格を遵守しているかを検査しています。	なし
6	p12	1 保健所による収去検査等	コーヒーのお湯は定期的に検査しているのか。	食品の調理，製造等に用いる水は，水道水等の飲用に適した水であることが定められています。 水道水以外の水を使用する場合は，営業者が規格基準に適合する水であることを定期的に検査して確認することを指導しております。 さらに，収去検査でも，水質基準の検査を実施しております。	なし
7	p12	1 保健所による収去検査等	信濃川河口に生息する魚介類について，マイクロビーズ及びセシウム137を検査してほしい。	新潟市では，平成24年から信濃川を含む本市で水揚げされる水産物の放射性物質検査を行っております。 マイクロビーズについては，食品中の規格基準が定められていないこと，及び検査法が示されていないことから，収去検査としての実施は難しいと考えます。	なし